

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 13日	
(宛先)前橋市長	
提出者 〒370-0313 住 所 群馬県太田市新田反町町174-1 氏 名 日本道路株式会社 群馬営業所 所長 金子 明浩 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0276-56-7070	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本道路株式会社 群馬営業所(前橋市内各所工事作業所)
事業場の所在地	群馬県太田市新田反町町174-1(前橋市内各所)
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
②事業の規模	売上高：164.294百万円 営業利益：9,895百万円(令和6年度実績)
③従業員数	1,622名(2024.03.31時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事現場から発生した金属くずは再生事業者に売却し、加工され売却される。がれき類は中間処理業者に処理を委託し、再生材として売却される。廃プラスチック類は中間処理業者に処理を委託し、再生可能なプラスチックは選別され、加工後に売却され、再生不可能なプラスチックについては安定型最終処分場で埋め立て処理される。

(日本産業規格 A列4番)
7.6.17
第 号
受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙による(建設副産物適正処理管理組織図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙による
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙による

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

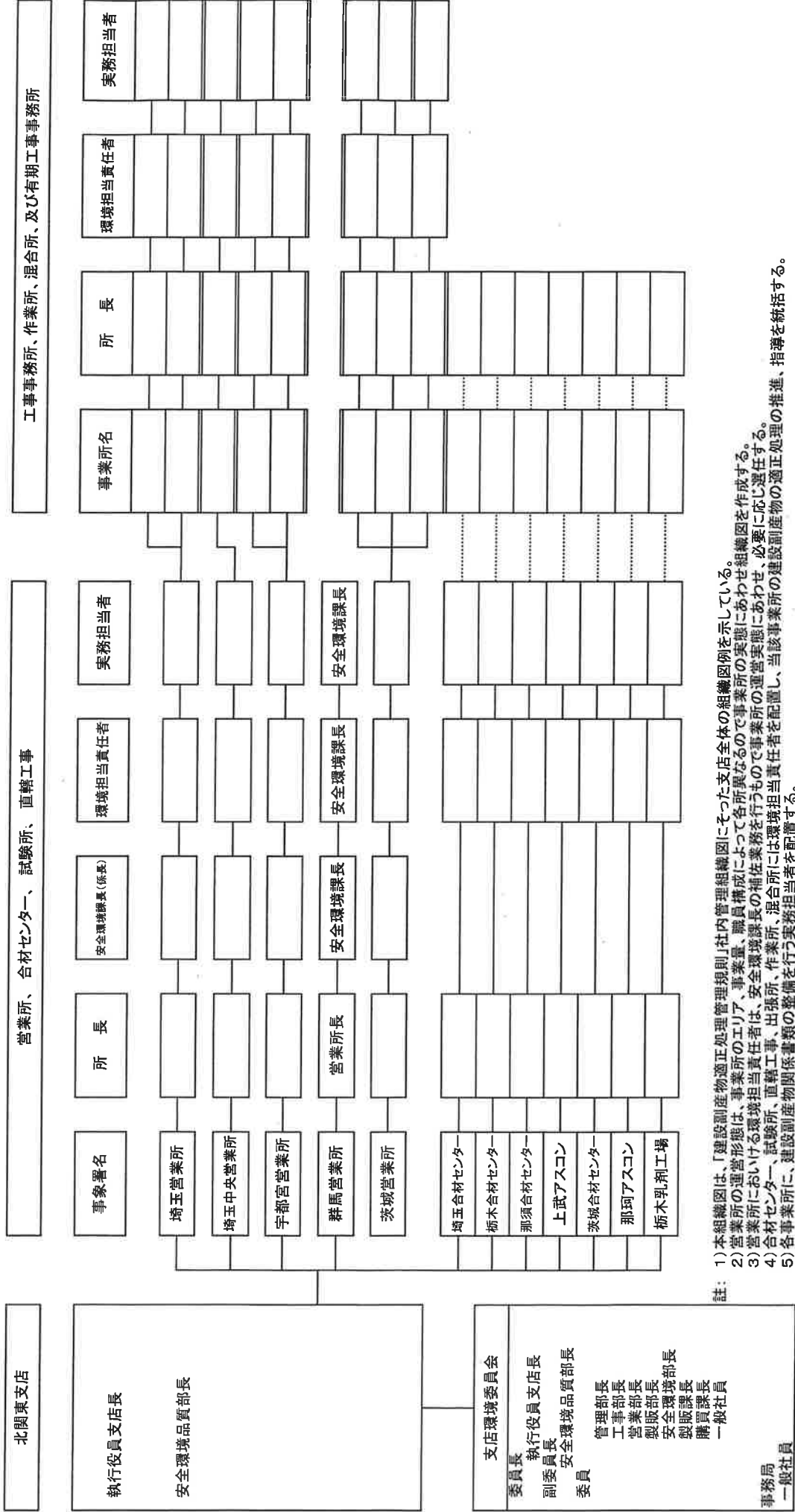
②計画	【目標】 別紙による		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2025年度 建設副産物適正処理管理組織図

作成2025年 4月 1日



註：
1) 本組織図は、「建設副産物適正処理管理規則」社内管理組織図にそった支店全体の組織図例を示している。
2) 営業所の運営形態は、事業所のエリア、事業量、事業構成によって各所異なるので事業所の実態にあわせ組織図を作成する。
3) 営業所における環境担当責任者は、安全環境課長の補佐業務を行うもので事業所の運営実態にあわせ、必要に応じ選任する。
4) 台材センター、試験所、直轄工事、出張所、作業所、混合所には環境担当責任者を配置し、当該事業所の建設副産物の適正処理の推進、指導を統括する。
5) 各事業所に、建設副産物関係書類の整備を行う実務担当者配置する。
6) アスコンがら、コンクリがら等を破碎再生する処理施設は、平成13年2月より「産業廃棄物処理施設」として扱われるようになり、「産業廃棄物処理責任者」、「技術管理者」の配置義務がある。

